

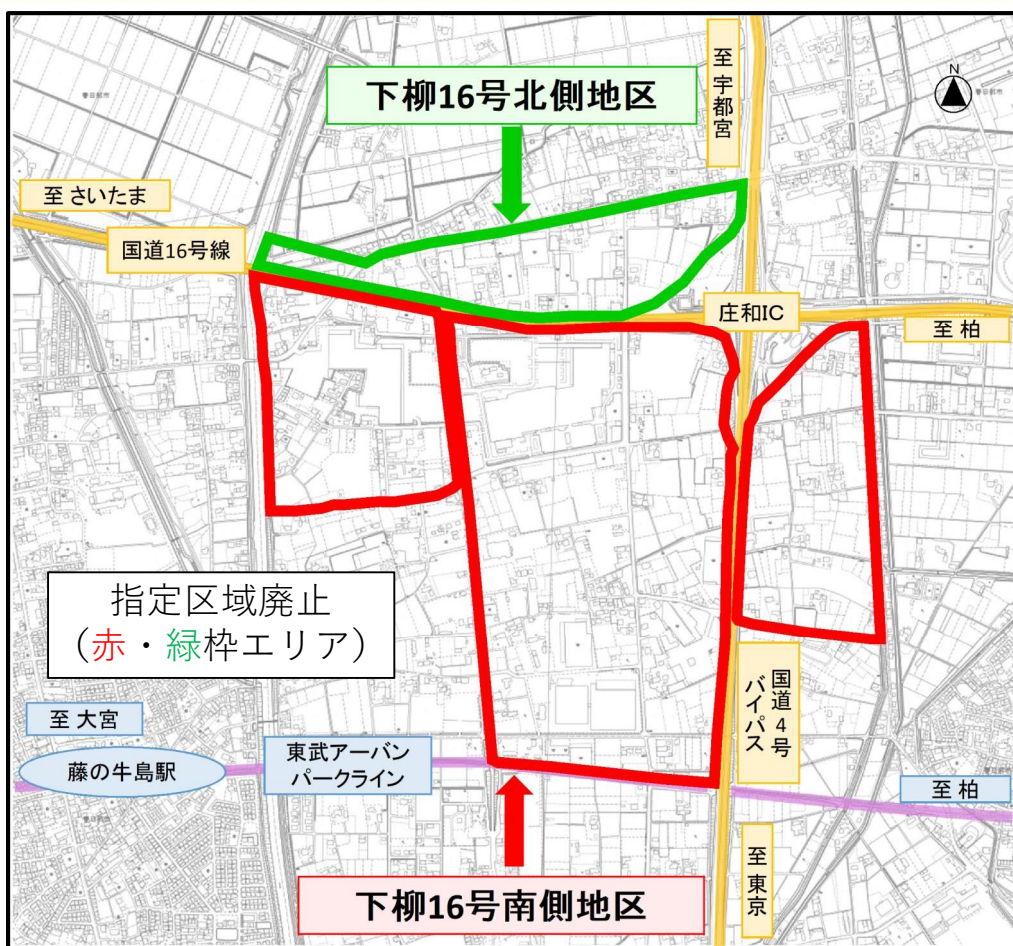
都市計画法第34条第12号に基づく指定区域廃止のお知らせ

令和8年3月31日をもって、都市計画法第34条第12号に基づく「春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例第50条第1項第1号」により指定した区域（下柳16号南側地区、下柳16号北側地区）を廃止いたしました。

つきましては、当地区内の新規土地において同条例第50条第1項第1号に基づいた**産業系用途の開発許可等**はできません。

※令和8年3月31日までに受理された開発許可申請等を除きます。

既存建築物の建て替え等については、開発調整課にお問い合わせください。



R6.4.1

指定区域
廃止の告示

R6.4.1 ~ R8.3.31

経過措置期間
(2年間)

R8.4.1 ~

指定区域廃止
現在

【指定区域廃止に関する問い合わせ先】 まちづくり推進課

TEL:048-736-1125

【開発許可等に関する問い合わせ先】 開発調整課

TEL:048-796-8381